

○特に静穏の保持を必要とする区域等の指定

平成 24 年 3 月 30 日

茨城県告示第 386 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年/厚生省/建設省/告示第 1 号)別表第 1 号の規定に基づき、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域等として知事が指定する区域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 50 年 10 月 1 日茨城県告示第 1036 号、昭和 55 年 6 月 16 日茨城県告示第 993 号、昭和 55 年 12 月 1 日茨城県告示第 1630 号、昭和 56 年 8 月 20 日茨城県告示第 1233 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 486 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 489 号、昭和 62 年 3 月 31 日茨城県告示第 640 号、昭和 63 年 3 月 17 日茨城県告示第 396 号、平成元年 3 月 6 日茨城県告示第 260 号、平成 2 年 3 月 12 日茨城県告示第 291 号、平成 4 年 3 月 12 日茨城県告示第 333 号、平成 6 年 3 月 10 日茨城県告示第 316 号、平成 7 年 3 月 20 日茨城県告示第 353 号、平成 8 年 3 月 14 日茨城県告示第 319 号、平成 9 年 3 月 27 日茨城県告示第 322 号、平成 10 年 3 月 31 日茨城県告示第 360—5 号、平成 12 年 3 月 23 日茨城県告示第 349 号、平成 13 年 3 月 8 日茨城県告示第 215 号、平成 14 年 3 月 22 日茨城県告示第 313 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 407 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 410 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 415 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 418 号、平成 17 年 2 月 28 日茨城県告示第 221 号及び平成 21 年 3 月 31 日茨城県告示第 465 号で告示した特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定に基づく知事が指定する区域の指定は、平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。

平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 385 号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第 1 種区域として指定された区域
- 2 第 2 種区域として指定された区域
- 3 第 3 種区域として指定された区域
- 4 第 4 種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートルの区域内
 - (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

改正文(平成 27 年告示第 958 号)抄

公布の日から施行する。